

奥州市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

あらゆる立場の人々が個人として尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、「奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和7年4月1日に導入しました。

どのような制度？

この制度は、性別やジェンダーアイデンティティ、性的指向等にかかわらず、お互いが日常生活において継続的に協力し合うことを約束したパートナーであることを、市が証明する制度です。

現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップルのほか、当市では事実婚のカップルも利用できます。また、お互いの親や子をファミリーとして宣誓することもできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

※ジェンダーアイデンティティとは…性自認（本人が自分の性をどう認識しているか）

※性的マイノリティとは…性的少数者（同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人など）

どのような人が宣誓できるの？

宣誓される方は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ・成人（18歳以上）であること
- ・少なくとも一方が市内に居住し住民票があること（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む）
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと（養子縁組により近親者となった場合を除く）

どのようなサービスが受けられるの？

宣誓することで、次のようなサービスを受けることができます。

- ・市営住宅への入居
 - ・住民票の続柄を「縁故者」に変更可能
- また、岩手県や民間企業などが提供するサービスもあります。詳しくは市ホームページからご確認ください。



事業者の皆さまへ

この制度の対象となる方々は、お二人の関係性を対外的に証明できないことの不便さや、法律上の夫婦であれば受けられるサービスが適用されない、家族としての扱いが受けられないなどの様々な生きづらさを抱えています。事業者の皆さまにおかれましては、受領証や受領証カードの提示を受けた場合は、趣旨をご理解いただき、配偶者（又は家族）と同様のサービスをご提供いただくなど、当事者への配慮をお願いします。

本制度を活用できる場面が少しでも増えるよう、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

宣誓書受領証カード見本

第 号	
パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証カード	
奥州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
本人	パートナー
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日	年 月 日
	奥州市長

皆さまへ 以下の行為は条例で禁止していますー

◆ カミングアウトの強制

性的指向やジェンダーアイデンティティの公表を本人に強制してはいけません。

◆ アウティング

本人の意に反して、性のあり方を第三者に対して公表することは、重大な人権侵害であり、命にかかわるような場合もあります。本人の同意がなければ、たとえ親切心でも、他の人に伝えることは絶対にしてはいけません。

Q & A

Q: 費用はかかりますか？

A: 宣誓に費用はかかりません。ただし、必要な添付書類の交付手数料などは自己負担となります。

Q: プライバシーは守られますか？

A: 本人の同意なく外部に情報提供することはありません。

～一人ひとり顔や性格が違いうように、性は人によりさまざま～

からだの性 ♡ 生まれもった生物学的な性

こころの性 ♡ 自分の性別をどうとらえているのか

すきになる性 ♡ どういった対象を好きになるのか

性は、からだの性だけではなく、組み合わせによって様々なあり方になり、人それぞれ異なります。



申請に必要な書類や手続きの流れなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。→



奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

検索

お問い合わせ先

奥州市協働まちづくり部地域づくり推進課市民参画推進係

〒023-1192 奥州市江刺大通り1番8号

電話 0197-34-1618

E-mail: chiikidukuri@city.oshu.iwate.jp